

諮問番号：平成29年度諮問第45号

答申番号：平成29年度答申第46号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人と同居人は、別々の世帯主であり、納税も各々が行っている。生活費の援助や養育をしてもらっているわけでもない。同居の事実のみで何の調べもなく事実婚とみなされ、受給資格を喪失させられるのは不服である。本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

2 審理員意見書の理由

（1）本件に係る法令等の規定について

ア 法第3条第3項において、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（以下「事実婚」という。）を含むとされている。

イ 支給要件として、父が受給者の場合、法第4条第2項第6号で「父の配偶者に養育されているとき」には、手当は支給しないとされている。

ウ 事実婚の解釈として、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上

の疑義について(昭和55年6月23日児企第26号 厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「昭和55年課長通知」という。)で、「事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取扱う」とされている。

エ 事実婚に該当するか否かの判断については、「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」(平成27年4月17日雇児福発0417第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知。以下「平成27年課長通知」という。)において、「事実婚に該当するか否かの判断に当たっては、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断するのではなく、受給資格者の生活実態を確認した上で判断」とされている。

(2) 本件処分が(法令等)が求める要件に該当するかについて

ア 審査請求人の住所には、平成〇〇年〇月〇日に女性が転入していることが認められ(住民基本台帳)、女性と同居していることは審査請求人も認めている(平成〇〇年〇月〇〇日付け審査請求書及び同年〇月〇日付け補正書)。

イ また、平成〇〇年〇月〇日、処分庁は〇〇〇に来庁した審査請求人から同居の理由を聞き、女性が審査請求人の住所に転入した同年〇月〇〇日を以って事実婚により資格喪失になる旨を伝え、審査請求人は資格喪失届を提出している。資格喪失届の備考欄には「(女性名)に間貸しした〇〇〇〇に住民異動があったため喪失します。」と記載され、審査請求人が記名押印している。

審査請求人は、「同居の事実のみで何の調べもなく事実婚とみなされ、受給資格を喪失させられるのは不服」と主張しているが、処分庁は審査請求人から同居の理由を聞いた上で本件処分を行ったことが認められる。

ウ 上記の事実を昭和55年課長通知及び平成27年課長通知に照らし合わせると、審査請求人には事実婚が成立しているものとして取り扱うべきと認められる。事実婚として取り扱うことになれば、法第3条第3項において、「婚姻」には、事実婚を含むとされており、支給要件として、父が受給者とする場合、法第4条第2項第6号で「父の配偶者に養育されているとき」には、手当は支給しないとされていることから、本件処分について違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年1月24日

諮問の受付

平成30年1月25日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月13日 口頭意見陳述申立期限：2月13日
平成30年2月5日	第1回審議
平成30年2月23日	審査庁から主張書面を受領
平成30年2月27日	審査関係人に通知
平成30年3月2日	第2回審議
平成30年3月23日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第3条第3項は「この法律にいう『婚姻』には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、『配偶者』には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含（中略）むものとする」と、規定している。

(2) 法第4条第1項は、同手当の支給要件として次のように規定している。
「都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所(中略)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。

一 (略)

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ローホ (略)

三 (略)」

(3) 昭和55年課長通知は、次のように定めている。

「1 事実婚の範囲について

(1) 児童扶養手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない。(法第4条第2項第7号及び第3条第3項)(中略)

よって、今回、事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととした。(後略)

(2) 今後、新規認定に当たって、事実婚の範囲については前記の解釈に従って取り扱うとともに、既に受給している者についても毎年の

現況届、民生・児童委員等の報告等に基づき事実婚が発見された場合には受給資格喪失の処分を行うこと。

2・3 (略)

別添 (略)」

(4) 平成27年課長通知は、次のように定めている。

「児童扶養手当の事実婚の解釈については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(昭和48年5月16日付け児企第28号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」が存在していれば、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととされているところである。

事実婚に該当するか否かの判断に当たっては、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断するのではなく、受給資格者の生活実態を確認した上で判断し、適正な支給手続を行っていただくようお願いする。

なお、いわゆるシェアハウスで居住する場合等における児童扶養手当の運用に関して疑義が生じていることから、生活実態の確認方法や具体的事例に則した考え方を別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされたい。

(中略)

別紙

(問1) 異性が入居しているシェアハウスなどに受給資格者が入居する場合、事実婚となるのか。また、事実婚か否かを判断するに当たって、具体的に何を確認すればよいのか。

(答) いわゆるシェアハウスなど、リビングルーム、浴室、トイレ等の共有スペースと個室スペースで構成されており、不特定多数の世帯が入居することが可能となっている一つの建物に受給資格者が居住している場合においては、その居住形態は様々な形態が有り得る。

このため、「シェアハウス」など名称の如何を問わず、当該建物に入居している事実のみをもって資格喪失要件に該当すると判断するのではなく、受給資格者が特定の異性との間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているかどうか、入居時の経緯や入居状況、生計同一関係等の事実関係を総合的に勘案の上、個別に判断されたい。

具体的には、

- ・ 個室スペースに施錠が可能であり入居者同士が互いの個室スペースに自由に入出りできないようになっている、
- ・ 入居者がそれぞれ別世帯であることが賃貸借契約書で確認できる、
- ・ 光熱水費の使用料が按分されているなど生計を異にする事実があり、当該事実について客観的に確認できる書類がある、

・ 入居者が多数存在する、
など、特定の異性との事実婚が疑われるような生活実態ではない場合には、社会通念上夫婦としての共同生活があると認められる事実関係が存在せず、資格喪失要件に該当しないと考えられる。

なお、居住形態や入居する他の者との関係で、特定の異性との事実婚の疑義が生じる場合には、受給資格者等に事実関係の確認や必要な書類等の提出を求める等した上で、適正な受給資格の認定を行われたい。

(問2) - (問8) (略)」

- (5) 平成29年度児童扶養手当事務処理マニュアル(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課発行)第2章「II 用語の説明」の「13. 父母が婚姻を解消した児童」の「事実婚の範囲について〔昭和48年児企第28号、平成27年雇児福発0417第1号〕」において、上記(3)及び(4)の解釈について「※父子の場合も同様とする。」旨の注意書きがある。

2 認定した事実

- (1) 処分庁は、法第4条第1項第2号イの規定に基づき、児童扶養手当の支給要件を満たす者として、審査請求人に同手当を支給していた。
- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁のシステム処理により、同年〇月〇〇日付けで審査請求人の住所に転入者がいることが判明した。
- (3) 処分庁は、審査請求人に対し〇〇〇まで来るように平成〇〇年〇月〇〇日付けで通知を行い、同年〇月〇日、審査請求人は〇〇〇に行った。処分庁は、審査請求人に同居の理由を聞き、事実婚により資格喪失になる旨を伝えると、審査請求人は承諾して資格喪失届を記入した。
- (4) 処分庁は、審査請求人に対し、平成〇〇年〇月〇〇日付けで本件処分を通知した。

3 審査会の判断

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)によれば、処分庁は、平成〇〇年〇月〇日付けで審査請求人から資格喪失届が提出されたため、同月〇〇日付けで本件処分を行ったことが認められる。

平成〇〇年〇月〇日、処分庁が審査請求人に事実確認を行ったところ、審査請求人は女性との同居の事実を認め、同居女性から家賃を支払ってもらっているが、審査請求人宅の住居は平成27年課長通知に例示されるシェアハウスのような居住形態でないことを処分庁は審査請求人に聞き取った上で、審査請求人は事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に該当すると認定し、事実婚を理由として資格喪失する旨を説明した。その処分庁の判断に著しい不合理があるとはいえず、法令等の規定においても、児童扶養手当の支給要件の適用関係に

誤りはなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、審査請求人と同居人は、別々の世帯主であり、納税も各々が行っていることから、同居の事実のみにより、児童扶養手当の受給資格を喪失しない旨を主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

したがって、本件処分は違法又は不当であると認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）野一色直人

委員 福田 公教

委員 松村 信夫